

特集：ブラジル移民一〇〇周年・慶應義塾創立一五〇年記念日伯比較法シンポジウム

報告6

日本における消費者団体訴訟制度

三 木 浩 一

一 はじめに

現在、消費者を取り巻く経済的および社会的な環境は、かつて人類が経験したことのない形で目覚ましい変化を遂げつつある。大規模なグローバル企業による均質かつ大量の消費財の供給、マスメディアやインターネットを通じた情報や広告の氾濫、快適な消費生活に対する希求と地球温暖化を始めとする環境問題とのジレンマ、石油や食料に対する需要の拡大と資源の枯

渇、食料や製品の生産過程におけるブラックボックス化の進行と安全性に対する懸念など、いずれも消費者が個人では対処することが容易ではない状況に、現代の消費者は日々晒されている。こうした状況下で生じる消費者紛争を解決するための手段として、個別的訴訟を前提として構築されてきた伝統的な民事訴訟は、多くの場面で必ずしも十分に機能しない。そこで、集合的権利の保護および個別的権利の集合的保護のための効果的な訴訟制度の構築が、民事訴訟法の領域にお

ける世界的な課題となっている。日本でも、近年、消費者保護法制の改革に対する関心は急速に高まっており、集合的訴訟制度 (Collective Action) の構築についても、さまざまな新しい動きがある。ブラジルでは、世界に先駆けて、先進的な内容の集合的訴訟制度が構築されており、他の南米諸国の立法に強い影響を与えているのみならず、日本でも高い関心を呼んでいる。そこで、以下の報告では、二〇〇六年から本年 (二〇〇八年) にかけて法整備が進んだ日本の消費者団体訴訟制度について、ブラジルをはじめとする諸外国の制度との比較を交えて紹介し、予想される将来の動きについても若干の見通しを述べてみたい。

二 消費者団体訴訟制度の創設以前の状況

日本における伝統的な集合的訴訟制度としては、古くから選定当事者と呼ばれる制度がある (民事訴訟法三〇条)。選定当事者は、共同の利益を有する多数の者の中から全員を代表する者を選び、その者が全員に代わって訴訟の原告または被告となる制度である。全

員が訴訟の当事者となるとすると、全員に送達事務を実施しなければならないなど訴訟の進行が複雑になるし、各人に訴訟手続の中断事由が生じて共同訴訟人の足並みが揃わなくなるおそれもある。そこで、選定当事者として選ばれた者のみが訴訟の当事者となり、他の者は選定当事者に訴訟を委ねて訴訟には参加しないが、判決の効力は全員について生じるという制度が考案された。この選定当事者は、日本の民事訴訟法の母法となった一八七七年の旧ドイツ民事訴訟法には存在しない制度であり、一八九〇年に制定された日本最初の民事訴訟法にも規定はなかった。一九二六年の民事訴訟法の改正時に、当時のイギリスにおける代表訴訟 (Representative Action) の制度を参考にして考案されたとされる。日本における独自の制度である。当時、主として入会権に関する訴訟などにおいて、事務処理に不便を感じることが多かったことが、立法の動機とされる。したがって、今日の消費者被害のように、共同の利益を有する者たちが広く社会に拡散している状況は、必ずしも想定されていない⁽¹⁾。

その後、日本の民事訴訟法は、一九九六年に全面的

に改正された。その際に、アメリカ型のクラスアクションを導入するかどうかも検討された。しかし、濫用される危険を懸念する意見や日本の法制度に馴染まないとする意見などが強かった。そこで、選定当事者制度を改正して、クラスアクションに類似の機能を部分的に盛り込む方針が決められた。それまでの選定当事者制度では、訴えを提起する前に選定当事者を選ん

その選定当事者が訴えを提起する方法と、全員が訴えを提起して共同訴訟人となった後にその中から選定当事者を選ぶ方法だけが規定されていた。一九九六年改正法は、これらに加えて、共同の利益を有する者の中の一部の者が選定を受けずに訴えを提起した場合に、残りの者が事後的にその者を選定当事者として選ぶことを認めた（民事訴訟法三〇条三項²）。これは、一般に「追加的選定」と呼ばれる。アメリカのクラスアクションにおいては、クラスに属する一部の者が他のクラスメンバーによる授權なしに全員を代表して訴えを提起し、他のクラスメンバーはオプトアウトによって事後的に授權するかどうかを選択できるが、これと類似の機能を持たせようとしたものである。このような追

加的選定が認められると、先行的に提起された訴訟の帰趨を見定めてから、選定行為を通じて訴訟に加わるかどうかを判断することができる。

しかし、追加的選定に日本型クラスアクションの機能を期待した立法者の思惑にもかかわらず、改正後の同制度はこれまでのところほとんど利用されていない。その理由は、以下の諸点にあると思われる。選定当事者制度においては、代表者による訴訟を通じて権利救済を得ようとする者は、自分自身で選定当事者となる者を決定して選定行為を行わなければならない。つまり、徹底したオプトイン型の手続きである。しかし、損害額や被害規模が小さい場合には、わざわざ手間と費用をかけてオプトインの手続きをとろうとする者は少ないし、他方、これらが大きい場合であっても、共通の代理人を選任することで基本的な目的は達成できる。したがって、あえて選定当事者制度を利用するインセンティブに欠ける。また、わざわざオプトインの手続きをとる意欲と能力のある者は、むしろ自ら訴訟当事者として訴訟追行を行う情熱を有している場合が少なくない。さらに、選定当事者制度は、選定者が全

面的に選定当事者に授權するものであるため、よほどの信頼関係がないとその利用に踏み切りにくい。また、もともと入会権に関する紛争のように利害関係者の間に社会的な結び付きがある場合を予定した制度であるため、偶発的に同一または同種の事件に遭遇した被害者などを糾合するための仕組みがない。また、代表者を選定する手続きが定められているにすぎず、集合的な立証や金銭の分配のための仕組みもない。⁽³⁾

三 消費者団体訴訟制度の立法の経緯

日本では、多数の消費者が被害を受ける事件が増加の傾向にあるため、不特定多数の消費者に被害が及ぶ事件を効果的に救済するために、新たな集合訴訟制度を構築する必要性が認識されるようになってきた。こうした中で、一九九九年一月に内閣の下に司法制度改革審議会が設置され、日本の民事および刑事の司法制度に関する全面的な見直しが始まり、アメリカ型のクラスアクションの導入も議題に上った。しかし、クラスアクションについては依然として警戒感が強く、

よりマイルドな制度を求める声の方が多かった。そこで、二〇〇一年六月に公表された同審議会の最終意見書では、ドイツなどで採用されている団体訴訟制度を優先的に検討すべきことが提言され、クラスアクションの導入は将来の検討課題として位置づけられた。

これを受けて、二〇〇二年三月に閣議決定された司法制度改革推進計画において、内閣府、公正取引委員会、経済産業省が所管する各法分野について、個別の法律ごとに団体訴訟制度の導入を検討することを命じる文言が盛り込まれた。さらに、二〇〇五年四月に閣議決定された消費者基本計画では、一定の消費者団体が、消費者全体の利益を擁護するために、事業者の不当な行為の差止めを求める訴訟を提起することができる制度について、内閣府が所管する消費者契約法を基本として、検討を開始することが決定された。そして、内閣府は二〇〇六年の通常国会に消費者契約法の改正に関連する法案を提出すること、および、公正取引委員会はその所管する独占禁止法などについて二〇〇七年までに一定の結論を得ることが、同閣議決定において指示された。内閣府が所管する消費者契約法の改正が、

公正取引委員会や経済作業省の所管する法律よりも先に行われることとされたのは、消費者契約法が消費者の保護に最も直結する法律であることのほかに、同法が二〇〇〇年に制定された際に、将来の課題として団体訴訟制度の創設を検討すべきことが、衆参両院の附帯決議で指摘されていたことにもよる。

こうした流れの中で、内閣府は、二〇〇二年八月、有識者を集めて「消費者組織に関する研究会」を立ち上げ（筆者が委員長を務めた）、団体訴訟制度と消費者団体の役割に関する基礎的な研究を行った。同研究会は、二〇〇三年五月に「消費者団体を主体とする団体訴訟制度と消費者団体の役割」と題する報告書を作成した。この報告書では、ヨーロッパを中心とする諸外国の消費者団体訴訟制度の状況、消費者団体が果たすべき役割とわが国の消費者団体の課題、消費者団体訴訟制度の構築における主要な論点が整理され、以後の内閣府における立法作業の出発点となった。本格的な立法作業は、その翌年から始まった。二〇〇四年四月、内閣府の諮問機関である国民生活審議会の下部組織である消費者政策部会に「消費者団体訴訟制度検討委員

会」が設置された（筆者は委員長代理を務めた）。同委員会は、二〇〇五年六月に、「消費者団体訴訟制度の在り方について」と題する報告書を作成して公表した。この報告書は、国民生活審議会で承認され、内閣府はこれを基に消費者契約法の改正法案を作成し、内閣は閣議決定を経て同法案を二〇〇六年度の通常国会に提出した。二〇〇六年五月三十一日、日本で初めての団体訴訟制度を盛り込んだ消費者契約法の改正が成立し、二〇〇七年六月七日から施行された。⁽⁴⁾

四 集合的当事者適格に関する世界的な状況

集合的訴訟においては、共通の利害を有する関係者の全員に代わって、訴訟を進行する代表当事者が必要になる。代表当事者には集合的権利を一括して行使する訴訟上の資格が与えられるが、この資格は、特に「集合的当事者適格（collective standing）」と呼ばれることがある。こうした集合的当事者適格をめぐっては、どのような手続きで集合的当事者適格を付与するかという問題と、どのような者に集合的当事者適格を

付与するかという問題の二つが、立法に際して重要な課題となる。

まず、集合的当事者適格を付与する手続きであるが、世界的には大別して、クラスアクション型と団体訴訟型がある。アメリカのクラスアクションでは、クラスメンバーの中の誰であつても自らの意思で訴えを提起することができ、この者が適切にクラスを代表する資格があると裁判所が認定すれば、この者にクラス代表者として訴訟を進行する当事者適格が付与される。これに対し、大陸型の団体訴訟では、法律によって定められた者または行政庁によって、認可された者に当事者適格が付与される。つまり、クラスアクション型は、個別の事件ごとに司法が当事者適格を認定する。これに対し、団体訴訟型では、具体的な事件とは関係なく、一定の要件を満たした主体に対し、立法または行政が一般的に当事者適格を付与する。ブラジルの集合的訴訟においては、消費者法八二条によって定められた者に当事者適格が付与されているので、この点ではブラジルの集合的訴訟は団体訴訟型である。

次に、集合的当事者適格が付与される主体であるが、

消費者団体や事業者団体などの民間団体に集合的当事者適格が付与される立法例もあれば、政府機関などの公的機関に集合的当事者適格が付与される立法例もある。たとえば、フランスの消費者団体訴訟では、消費者大臣と司法大臣の合同省令または地方の長官令によって認可を受けた消費者団体にに対し、集合的当事者適格が付与される。また、ドイツの消費者団体訴訟の場合は、消費者団体、事業者団体、商工会議所、手工業会議所など、多様な団体に集合的当事者適格が付与されているが、いずれも民間の団体である。これに対し、アメリカの父権訴訟 (parens patriae action) では、州政府の司法長官 (state attorney general) などの政府機関に集合的当事者適格を認める。ブラジルの消費者法八二条は、司法長官事務所、連邦・州・市および連邦直轄区、官公庁などの公的機関に主として集合的当事者適格を付与しているので、父権訴訟に近いところがある。しかし、同条四項で、設立後一年以上を経過した法人格のある民間の団体にも集合的当事者適格を認めているので、折衷型に分類することができよう。⁽⁵⁾

五 日本の消費者団体訴訟における集合的当事者適格

日本の消費者団体訴訟制度では、内閣総理大臣から適格団体としての認定を受けた消費者団体に、集合的当事者適格を付与している（消費者契約法二三条一項）。適格団体として認定を受けることを希望する消費者団体は、内閣総理大臣に対して認定の申請をし、内閣総理大臣は、申請者が消費者契約法二三条三項から五項までの要件のすべてに適合している場合には、適格団体の認定をすることができる。主要な要件は、以下のとおりである。まず、適格団体の認定を求める団体は、法人でなければならぬ。法人の構成員数に関して法律上の制限はないが、一〇〇人以上の構成員が存在することが目安とされている。次に、団体の主たる目的が、不特定かつ多数の消費者の利益の擁護でなければならない。したがって、構成員の相互扶助を目的とする団体は、要件を満たさない。活動期間については、法律上は「相当期間」とされており、具体的な期間の制限はないが、目安としては二年以上とされている。また、訴訟を進行するのに必要な組織体制や業務規程

が適切に整備されていることが必要である。組織体制の整備に関する具体的な内容として、理事会が適切に運営されていることや、専門家による助言の体制が整っていることも必要である。こうした要件を満たして適格団体としての認定を受けた場合、その認定の有効期間は認定の日から起算して三年である（同法一七条）。内閣総理大臣は、適格消費者団体を認定した後、適格性の維持を目的として所用の監督措置を行う。具体的には、適格消費者団体から、訴訟外の差止請求、訴えの提起、和解の成立など、主要な行為ごとに内容の報告を受けるとともに（消費者契約法二三条四項）、必要に応じて、報告徴収や立入検査などの権限を行使し、より詳細な状況を把握することができる（同法三二条）。そして、適格要件に適合しない状況や、法令に違反する行為があった場合には、人的体制の変更、違反の停止、業務規程の変更などの改善命令を出すことができる（同法三三条）。そして、状況によっては、適格認定の取消しを行う（同法三四条）。また、適格消費者団体は、監督官庁である内閣総理大臣や一般の消費者のために、できる限り情報を公開すべきことが求

められている。具体的には、財務諸表、事業報告書、寄付金明細書などを作成し、広く一般に公開するとともに、内閣総理大臣に提出しなければならない(同法三一条)。また、訴訟を提起した場合には、その訴訟の結果は、勝訴と敗訴を問わず、インターネットなどを通じて公表される(同法三九条)。

二〇〇八年七月現在、内閣総理大臣によって認定を受けた適格消費者団体は六団体である。内訳は、東京に二団体のほか、大阪、京都、神戸、広島に各一団体である。⁽⁶⁾ 同じく二〇〇八年七月現在、二つの消費者団体訴訟が、別々の適格消費者団体によって提起されている。⁽⁷⁾

六 集合的訴訟の種類に関する世界的な状況

集合的訴訟は、集合的利益を訴訟手続を通じて擁護するための制度であるが、集合的利益の擁護の方法には、大別して、将来の被害発生を防止を目的とする事前差止型の訴訟と、過去に生じた被害の回復を目的とする事後救済型の訴訟とがある。アメリカのクラスア

クションは、これらのいずれもが可能な汎用型の集合的訴訟制度である。メディアがアメリカのクラスアクションを取り上げる際には、ニュース・バリューの高い金額の大きい損害賠償判決がほとんどであるが、被告の行為の事前差止を求めるクラスアクションも多く、両者を併合して訴えを提起する例もよく見られる。ブラジルの集合的訴訟制度は、事前差止型の訴訟と事後救済型の訴訟の両方を許容しているので、この点ではクラスアクション型に属する。

これに対し、ヨーロッパにおける団体訴訟制度は、伝統的には事前差止型の訴訟を中心に発達してきた。現在でも、多くの国における団体訴訟制度では、差止請求訴訟しか認めていない。もともと、ヨーロッパの団体訴訟制度と事後救済訴訟が非親和的であるというわけではなく、集合的損害賠償請求訴訟の制度を有する国もある。たとえば、スウェーデンの集団訴訟手続法 (Group Proceedings Act of 2002) では、消費者団体や消費者オmbズマンなどが、共通の原因に基づく被害を受けた消費者などを代表して集合的な損害賠償請求訴訟を提起することを認めている。また、フランス

では、適格消費者団体が共通の原因に基づく損害を受けた複数の特定の消費者のために、これらの者から個別の授權を受けて損害賠償請求を求める訴えを提起する代位損害賠償訴権（L四二二―一条一項）の制度などがある。

集合的損害賠償請求訴訟が認められる場合でも、個々の被害者や権利者が代表当事者に対する授權行為をしなければ判決の効力を受けないオプトイン型と、授權行為がなくても離脱の意思を表明しない限り判決の効力を受けるオプトアウト型とがある。上述したスウェーデンの集団訴訟手続やフランスの代位損害賠償訴権の制度などは、オプトイン型である。日本の選定当事者制度もオプトイン型に属する。一般に、大陸法の諸国では、伝統的にはオプトイン型が多い。これに対し、コモンローの諸国では、アメリカのクラスアクションはもちろんのこと、カナダやオーストラリアのクラスアクションもオプトアウト型であり、イスラエルの新しい集合的訴訟制度も基本的にはオプトアウト型である。

これらに対し、ブラジルの集合的訴訟は、純粋なオ

プトイン型またはオプトアウト型のいずれとも異なっており、いわば第三の類型である。すなわち、ブラジルの集合的訴訟では、代表原告が追行した訴訟の判決が共通利益グループにとって有利な結果となった場合は、グループのメンバー全員が当然に判決の効力を受けるが、グループに不利な判決がなされた場合には、個別のメンバーは判決の拘束を受けず、個別の訴訟を提起して自己の権利を追及することができる（ブラジル消費者法一〇三条）。つまり、有利な判決の効力を受けるためにわざわざオプトインの手続をとる必要はなく、他方、不利な判決の効力は受けないのでオプトアウトの手続きも必要ない。⁽⁸⁾ただし、ブラジルにおける個別損害の請求のための集合的訴訟は、被告の責任を宣言することのみに限定されており、メンバーの損害賠償を代わって取り立てることまでは含まれていない。共通利益グループに属するメンバーは、損害賠償を得るためには個別の訴訟を提起しなければならない。この損害賠償を請求する個別の訴訟において、各メンバーは集合的訴訟で宣言された被告の責任に関する判断を有利に援用することができるが、自己が共通利益グ

ループのメンバーであることや被った損害の範囲および金額は、自分で立証しなければならない。

このように、ブラジルの集合的訴訟は、オプトイン型にもオプトアウト型にも属さない第三類型であるが、近年、ブラジルとはまた異なった形での第三類型の制度を作る国が増えてきている。たとえば、二〇〇五年六月に制定されたオランダの大量被害集合救済法 (Law of Collective Redress of Mass Damages) は、裁判所における集合的和解手続 (Collective Settlement Procedure) を創設した。これは、被害者を代表する団体と賠償の意思を有する加害者が、損害賠償に関する契約を締結し、その契約を被害者全員のために拘束力のあるものにするために、共同で裁判所に申立てをして確認的判決を得るという制度である。また、二〇〇七年二月に成立したデンマークの司法運営法二三章 (Part 23 of Administration of Justice Act) は、オプトイン型とオプトアウト型を併用する試みである。すなわち、原則としてはオプトイン型の集合的権利保護訴訟のみが認められるが、被害額が少額であるために個別訴訟が期待できないことが明らかであり、オプトイ

ンの手続きでは適切な審理が行えない場合には、裁判所は、オプトアウトの手続きを選択することができる。

七 日本の消費者団体訴訟の種類

現在、日本の消費者団体訴訟制度としては、二〇〇六年に改正された消費者契約法に基づいて、同法に違反する事業者の行為につき、適格消費者団体が差止めを求める民事訴訟を提起することができる制度が存在する。また、本年 (二〇〇八年) 四月に成立した消費者契約法等の一部を改正する法律に基づいて、「不当景品類及び不当表示防止法 (景品表示法)」および「特定商取引に関する法律 (特定商取引法)」が改正され、これらの法律に違反する事業者の行為についても、消費者契約法違反の場合と同様に、適格消費者団体が差止めを求める民事訴訟を提起することができる制度が、来年 (二〇〇九年) からスタートする予定である (改正景品表示法の施行日は二〇〇九年四月一日。改正特定商取引法は未定)。これらに共通しているのは、内閣総理大臣が認定した適格消費者団体のみが原告となれるこ

と、および、現在のところは将来の被害発生の防止を目的とする差止請求訴訟のみが認められており、過去の被害救済を目的とする損害賠償請求訴訟等は認められていないことである。

消費者契約法に基づく消費者団体訴訟において、差止請求の対象とされている事業者の行為は、同法が定める不当な勧誘行為（同法四条一項ないし三項）と不当な契約条項の使用（同法八条ないし一〇条）である。前者の不当な勧誘行為として列挙されているのは、目的物の品質や価格などの重要事項に関する虚偽の告知によって消費者を誤認させて契約をさせる行為、将来における株価などの不確実な事実について値上がり確実などの断定的判断を提供することによって消費者を誤認させて契約をさせる行為、消費者にとって不利益な事実を故意に告げないことによって消費者を誤認させて契約をさせる行為、消費者の住居や職場から退去して欲しい旨の意思を消費者が示したのに退去しないことによって消費者を困惑させて契約をさせる行為、消費者が勧誘場所から退去したい旨の意思を示したのに退去させないことによって消費者を困惑させて契約

をさせる行為である。また、後者の不当な契約条項として列挙されているのは、事業者の損害賠償責任の完全な免除または一部の免除を定める不当な免責条項、契約解除の場合に消費者が支払う違約金などの額が事業者に発生する平均損害額を超えるような不当な違約金条項、消費者の権利を制限したり義務を加重する条項であつてその程度が信義則に反するほど消費者の利益を一方的に害するものである場合などである。

本年四月に成立した景品表示法と特定商取引法の改正は、消費者団体訴訟による差止請求訴訟の対象を拡大した¹⁰⁾。まず、景品表示法であるが、同法は、虚偽または誇大な広告や宣伝を規制して公正な競争を確保することにより、消費者が適正に商品やサービスを選択できる環境を守ることを目的とする法律である。競争政策を実施するための官庁である公正取引委員会が所管している。改正景品表示法は、事業者が、商品やサービスの品質や規格などについて実際よりも著しく優良であると誤認される表示をしたり、価格またはその他の取引条件が実際よりも消費者等に著しく有利であると誤認される表示をするときは、適格消費者団体が

差止めを求める訴訟を提起することができるものとした(同法二二条の二)。

次に、特定商取引法であるが、同法は、消費者がトラブルに巻き込まれやすい六つの取引類型について、事業者による不当な勧誘行為などを禁止する行政規制と、クーリングオフなどの民事ルールを定めた法律である。産業政策や通商政策を担当する官庁である経済産業省が所管している。同法が規制対象とする六つの取引類型とは、訪問販売(消費者の自宅に販売員が訪問して行う取引など)、通信販売(新聞などで広告して郵便などの通信手段を用いて行う取引)、電話勧誘販売(電話で勧誘して申し込みを受ける取引)、連鎖販売取引(販売組織を連鎖的に拡大して行う取引)、特定継続的役務提供(語学学校などが長期にわたるサービスの提供と高額の対価を組み合わせて行う取引)、業務提供誘引販売取引(仕事を世話するとの口実で消費者を誘引して商品等を売る取引)であり、これらを特定商取引という。改正特定商取引法は、特定商取引にあたる取引において、販売業者等が不実告知や威迫行為等の不当な勧誘または著しい虚偽もしくは誇大な広告を行ったり、ク

ーリングオフを無意味にするような特約を含む契約の締結を行うときは、適格消費者団体がその差止めや改善措置を求める訴訟を提起することができるものとした(同法五八条の四ないし五八条の一〇)。

八 消費者団体訴訟における重複訴訟および判決効

消費者契約法、景品表示法、特定商取引法に基づく差止請求権は、適格消費者団体のそれぞれに与えられる。したがって、ある適格消費者団体が差止請求の訴えを提起した場合、他の適格消費者団体が、同一の事業者に対して、同一の行為の差止めを求める訴えを提起することは、妨げられない。しかし、同一の事業者に対する同一の行為の差止めを求める複数の訴訟を別々に審理することは非効率であり、矛盾する判決ができる可能性もあつて望ましくない。そこで、請求内容と被告である事業者が同一である複数の差止請求訴訟が同一の裁判所に同時に係属するときは、その弁論および裁判は併合してしなければならないとする併合強制の規定が置かれている(消費者契約法四五条)。ま

た、このような複数の訴訟が異なる裁判所に係属している場合には、そのままでは併合をすることができないので、裁判所に、移送によって同一の裁判所に係属させる権限を認めている（同法四四条）。これによって、弁論および裁判の併合が可能となる。つまり、日本の団体訴訟制度では、複数の適格消費者団体が重複的な差止請求訴訟を提起すること自体は禁じられていないが、可能な限り手続きを併合することにより、審理の無駄と判決の矛盾を避けることで、重複訴訟の弊害を避けるようにしている⁽¹¹⁾。

もうひとつ問題になるのは、判決の効力が及ぶ範囲である。すなわち、ある適格消費者団体が提起した差止請求訴訟の判決が確定した場合に、その確定判決の効力が他の適格消費者団体や一般の消費者に及ぶかという問題である。日本の団体訴訟制度は、判決効の拡張に関する規定を置いていない。したがって、判決の効力は訴訟の当事者にのみ及ぶという判決効の相対性の原則が適用される。しかし、以下の理由により、実質的には、判決効の拡張に等しい結果が生じる。まず、原告となった適格消費者団体が勝訴した場合であるが、

敗訴した被告が差止命令に従うことになると、その結果として生じた状態をすべての者が享受することができるので、結果として、一般の消費者にも判決効が及ぶのと同様になる。他方、適格消費者団体が敗訴の確定判決を受けた場合には、消費者契約法一二条五項二号によって、他の適格消費者団体が同一の差止請求訴訟を提起することができなくなる。同規定は、ある適格消費者団体を当事者とする差止請求訴訟について確定判決があった場合には、他の適格消費者団体は差止請求権を失う旨を定めている。これは、同一の事業者に対する同一内容の訴えが、判決の確定後も繰り返し提起されることにより、事業者が過大な応訴の負担を強いられることを防止する趣旨で設けられた規定である。判決効の拡張の規定ではないが、結果としては、ある適格消費者団体の受けた敗訴判決の効力が、他の適格消費者団体に及ぶのと同じになる⁽¹²⁾。

九 消費者団体訴訟における手続規律

適格消費者団体は、訴えを提起する前に被告としよ

うとする事業者に対して書面による差止請求をして、その到達から一週間以上を経過した後でなければ、差止請求訴訟を提起することができない（消費者契約法四一条一項）。これは、訴訟になった場合には時間がかかって被害防止が遅れるし、事前に消費者団体の声を聞くことは事業者にとっても望ましいので、なるべく消費者団体と事業者との事前の交渉で紛争が解決されるようにしたものである。しかし、事前の交渉を行うこと自体は、訴え提起の要件とはされていない。緊急を要する場合には、訴えの提起に先立って仮処分の申立てをすることもあるが、その場合も書面による事前の請求が必要である（同法四一条三項）。

適格消費者団体は、一旦提起した訴えについて、被告である事業者と和解をすることができるし、請求を放棄することもできる。アメリカのクラスアクションのように、和解について裁判所の承認を得る必要はない。クラスアクションと異なり、和解内容の拘束力は当事者間に止まり、他の適格消費者団体や一般の消費者がその効力を直接受けるわけではないからである。しかし、消費者に対して事実上の不利益が及ぶことは

十分にありうるし、上述した確定判決の場合と同様に、消費者契約法一二条五項二号によって、他の適格消費者団体が同一の差止請求訴訟を提起することができなくなるものとされている。そこで、適格消費者団体が提起した差止訴訟について和解や請求の放棄をしようとするときは、他の適格消費者団体に通知するとともに、内閣総理大臣に報告をしなければならない（同法二三条四項一〇号）。この通知や報告を怠ったり、虚偽の通知や報告をした場合には、過料の制裁が科される（同法五三条三号）。また、適格消費者団体が提起した差止訴訟について裁判上の和解が成立したときや、請求の放棄などによって訴訟が終了したときも、同様に、他の適格消費者団体への通知と内閣総理大臣への報告が必要である（同法二三条四項七号・八号）。

十 新しい動きと将来の展望

現在の福田政権（二〇〇八年七月時点）は、消費者重視の政策を看板としている。その中でも特に重点政策として、多くの省庁に分散している消費者行政の機

能を一元化するために、二〇〇九年の春に、消費者行政の司令塔となる「消費者庁」を新たな官庁として創設することを、本年（二〇〇八年）六月に閣議決定された消費者行政推進基本計画に定めた。これにともなう、消費者保護に関連する法律の多くが、消費者庁の所管に移されることになる。消費者団体訴訟との関係では、内閣府が所管する消費者契約法と公正取引委員会が所管する景品表示法は完全に消費者庁に移管される。また、経済産業省が所管する特定商取引法は、その執行が消費者庁に移管される。これにより、消費者団体訴訟制度について定めている三法が消費者庁に一元的に帰属することになるので、三法の間に存在する重複などを解消するための新たな法改正が検討されている。

また、消費者庁に強力な消費者保護のための法執行権限を付与するために、消費者庁が訴えを提起して事業者が違法に得た収益を剥奪し、これを被害者の救済に用いる仕組みを作ること、別途、検討される予定である。これは、アメリカの父権訴訟を念頭に置いて議論されているため、同じく父権訴訟型の構造を持つ

ブラジルの集合的訴訟制度も、何らかの形で参考にされる可能性がある⁽¹³⁾。また、現在の団体訴訟制度は、将来の被害発生の防止を目的とする事前差止型の訴訟のみであり、過去に生じた被害の回復を目的とする事後救済型の訴訟は認められていないため、アメリカのクラスアクション、ヨーロッパの団体訴訟における新たな動向、ブラジルを筆頭とする南米の斬新な集合的訴訟などを参考として、集合的な損害賠償請求訴訟または違法収益剥奪請求訴訟などを創設すべきだとする意見もある。これらは、いずれも近い将来の現実的な課題として、政府部内、研究者グループ、弁護士会などで、新たな立法のための検討が始まっている⁽¹⁴⁾。

(1) 選定当事者制度の立法の背景と由来については、斎藤秀夫ほか編著『(第二版) 注解民事訴訟法(2)』(第一法規・一九九一年)五一頁(小室直人・大谷種臣)、新堂幸司・小島武司編『注釈民事訴訟法(1)』(有斐閣・一九九一年)四四四頁(徳田和幸)等参照。

(2) 一九九六年の民事訴訟法改正における追加的選定制の導入については、法務省民事局参事官室編『二問一答新民事訴訟法』(商事法務研究会・一九九六

年) 五四頁、藪口康夫「選定当事者」三宅省三ほか編『新民事訴訟法大系』(青林書院・一九九七年) 一五六頁、長谷部由起子「選定当事者制度の改革」竹下守夫・今井功編『講座新民事訴訟法Ⅰ』(弘文堂・一九九八年) 一一七頁等参照。

(3) 追加的選定を導入した現在の選定当事者制度の評価につき、三木浩一「多数当事者紛争の処理」ジュリスト一三一七号(二〇〇六年)四二頁参照。

(4) 消費者団体訴訟制度の成立に至る経緯と内容につき、三木浩一「消費者団体訴訟の立法的課題—手続法の観点から」NBL七九〇号(二〇〇四年)四四頁、三木浩一司会「座談会」消費者団体訴訟をめぐって」ジュリスト一三二〇号(二〇〇六年)二頁、加納克利「消費者契約法—部改正の概要」ジュリスト一三二〇号(二〇〇六年)四八頁、三木浩一「訴訟法の観点から見た消費者団体訴訟制度」ジュリスト一三二〇号(二〇〇六年)六一頁(以下、「三木」訴訟法の観点」という)等参照。

(5) ブラジル消費者法における集合的当事者適格については、アントニオ・ジディ(三木浩一ほか訳)「ブラジルにおけるクラスアクション—大陸法諸国のためモデル(6)(7)」国際商事法務三五卷一号(二〇〇七年)九五頁、同三五卷二号(二〇〇七年)二四三頁

参照。

(6) 適格消費者団体に関する情報については、内閣府のウェブページである <http://www.consumer.go.jp/seisaku/cao/soken/tekikaku/tekikakudantaitoha/tekikakudantaitoha.html> 参照。

(7) 本稿の最終校正時である二〇〇八年一月二五日現在では、提訴件数は五件に増加している。

(8) ブラジルの集合的訴訟における判決効については、アントニオ・ジディ(三木浩一ほか訳)「ブラジルにおけるクラスアクション—大陸法諸国のためのモデル(8)」国際商事法務三五卷三号(二〇〇七年)四〇三頁参照。

(9) 消費者契約法の实体規定については、経済企画庁国民生活局消費者行政第一課編『逐条解説消費者契約法』(商事法務研究会・二〇〇〇年)参照。

(10) 消費者団体訴訟の適用対象を拡大するための二〇〇八年における消費者契約法、景品表示法、特定商取引法の改正については、加納克利・佐久間正哉・安井正也「消費者契約法等の一部を改正する法律について」NBL八八四号(二〇〇八年)三〇頁参照。

(11) 消費者団体訴訟の併合および移送については、三木「訴訟法の観点・前掲注(4)七〇頁参照。

(12) 消費者団体訴訟と判決効の関係については、三

本Ⅱ訴訟法の観点・前掲注(4)六四頁参照。

(13) ブラジルにおいて消費者保護のための集会的訴訟制度を定めている「ブラジル消費者法」については、アントニオ・ジディ(三木浩一ほか訳)「ブラジルにおけるクラスアクション―大陸法諸国のためのモデル(9・完)」国際商事法務三五卷三号(二〇〇七年)五五〇頁に、該当部分の日本語訳が「補録」として掲載されている。

(14) 日本弁護士連合会消費者問題対策委員会「アメリカ合衆国クラスアクション調査報告書について(上)(下) LNB L八八〇号(二〇〇八年) 三二頁、同八八一号(二〇〇八年) 一〇三頁、三木浩一「集会的権利保護訴訟制度の構築と比較法制度研究の意義―アメリカのクラスアクションを中心として」NBL八八二号(二〇〇八年) 九頁等参照。